
実務対応プロジェクト **実務対応報告第 18 号**項目 **関連会社の取扱い**

本資料の目的

1. 本資料は、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）において、仮に資本性金融商品の OCI オプションのノンリサイクリング処理について修正項目として取り扱った場合における、持分法適用関連会社の取扱いについて検討することを目的とする。

第 113 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. 第 113 回実務対応専門委員会（2018 年 1 月 13 日開催）では、仮に資本性金融商品の OCI オプションのノンリサイクリング処理について修正項目として取り扱った場合の持分法適用関連会社の取扱いに関して以下の意見が聞かれた。
 - ① 関連会社については、対応が困難な場合が多く、修正しない場合の注記に関しても、情報の入手が困難な場合があり得ると考えられる。注記の要求には在外関連会社も含まれるのかどうかという点は明確にするべきである（第 113 回実務対応専門委員会）。
 - ② 関連会社の取扱いについては、実務対応報告第 24 号の規定も合わせて検討する必要があると考えられる（第 113 回実務対応専門委員会）。

現行の取扱い

3. 企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」第 9 項では、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針は、原則として統一する」こととしている。
4. そのうえで、実務対応報告第 24 号「関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 24 号」という。）では、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第 18 号に準じて行うことができるものとしている。
5. なお、実務対応報告第 24 号では、「在外関連会社の場合で、投資会社の他に支配株主が存在するようなときや、上場会社の株式を追加取得することで関連会社と

したときなどでは、支配力が及ぶ子会社とは異なり、修正のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難なことがあり得る」ことから、「統一しないことに合理的な理由がある場合」に該当することとしている。この場合、特段の注記事項は定められていない。

在外関連会社の取扱いに関する検討

(実務対応報告第 18 号との関係)

6. 実務対応報告第 24 号では、投資会社及び持分法適用関連会社が採用する会計方針の統一にあたっては、当面の間、監査・保証実務委員会実務指針第 56 号「親子会社間の会計処理の統一に関する監査上の取扱い」に定める会計処理の統一に関する取扱いに準じて行うことができるものとし、関連会社については、当面の間、実務対応報告第 18 号に準じて行うことができるとしている。
7. 仮に審議事項(2)-2 の事務局提案どおり、在外子会社等について、OCI オプションのノンリサイクリング処理が「修正することが実務上相当程度困難」な場合に、一定の注記を条件に修正しないこととするとき、実務対応報告第 24 号における「在外関連会社において情報の入手が実務上極めて困難な場合」の状況にあるときも、この「修正することが実務上相当程度困難」な場合に該当するものとして、一定の注記を条件に修正しないことができる旨を例示すべきかどうか論点となる。
8. この点、実務対応報告第 24 号は、持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱いとして実務対応報告第 18 号に準じて行うことができる旨を定めていることから、持分法適用会社における資本性金融商品の OCI オプションのノンリサイクリング処理による修正額に重要性がある場合には本来は修正すべきではあるものの、保有する資本性金融商品が多数でない場合であっても、在外関連会社の場合は支配力が及ばないことから情報の入手が実務上極めて困難な場合の状況があるものと考えられる。
9. そのため、実務対応報告第 24 号の「在外関連会社において情報の入手が実務上極めて困難な場合」の状況にあるときは、実務対応報告第 18 号で提案している「修正することが実務上相当程度困難な場合」に該当するとして例示することが考えられるかどうか。

(在外関連会社にも注記を求めるかどうかの検討)

10. 仮に審議事項(2)-2に記載の事務局提案どおり、OCI オプションのノンリサイクリング処理を実務対応報告第 18 号で修正項目として取り扱う場合に、実務対応報告第 18 号に準じて、在外関連会社にも同様の注記を求めるかどうか論点となる。
11. 在外関連会社が IFRS を基礎とした決算を現地で行ったとしても、必ずしも注記情報まで保有しているとは限らず、支配力が及ばない点で、追加的に期中における資本性金融商品の売却額や売却差額などの注記のための情報を入手することは、在外子会社等に比べより困難であると考えられる。
12. また、持分法適用関連会社の場合、連結貸借対照表に資本性金融商品が計上されていないことから、審議事項(2)-2で事務局が提案している「貸借対照表計上額がIFRSにおける取得原価を超えるものと超えないものに区分し、当該区分ごとの取得原価、当該貸借対照表計上額及びその差額の注記」の記載の必要性は乏しいと考えられる。
13. 第 11 項及び第 12 項のように数値情報としての注記事項を求めないこととした場合、資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理について修正していない旨のみを注記する意義は乏しいと考えられる。
14. 上記より、在外関連会社の場合の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理について、実務対応報告第 18 号に準ずることとするが、実務上相当程度困難であることを理由に修正しない場合、注記事項については要求しないこととはどうか。

ディスカッション・ポイント

- 在外関連会社の場合の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理について、実務対応報告第 18 号に準ずることとするが、修正することが実務上相当程度困難であることを理由に修正しない場合、注記事項については要求しないことについてご意見を伺いたい。

以上